

**令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
活動推進事業費補助金
募集要領**

○ 応募受付及び詳しい事業案内等

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課 「ガイドライン補助金」担当 〒790-8570 松山市一番町4-4-2	
TEL	089-912-2465
FAX	089-912-2259
Eメール	sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

○ 受付期間

令和2年6月1日（月）～ 6月30日（火）
※受付期間内に、郵送により提出してください（期間内の消印有効）。

令和2年6月

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課

1 目的

国による新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の全国的な解除がなされ、経済活動の再開が見込まれることから、各業界で定められたガイドラインを実践する県内事業者の事業活動を推進するため、県内事業者団体（※）による、県内事業者へのガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に対して支援を行います。

（※）事業者団体・〇〇協会、〇〇連合会のように業種別に企業を結合した横断的組織

2 対象事業者

全国団体が策定した業種別ガイドラインを県内事業者へ普及・徹底させる活動を行う事業者団体であり、次のいずれの条件も満たす者を補助対象とします。

- 内閣官房における「業種別ガイドライン策定状況」に掲げられる団体に属していること、または国の機関において策定される業種別ガイドラインの普及等を地方公共団体から依頼されていること。
- 愛媛県内に事務局又は事業所を有していること。
- 愛媛県内の同じ団体に属する全ての事業者、または地方公共団体から依頼を受けた範囲の全ての事業者に対して、当該ガイドラインを普及等しようとする者であること。
- 以下の者でないこと。
 - ・構成する事業所の全てが法人税法別表第一に規定する公共法人
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する「性風俗関連特殊営業」を行う事業者
 - ・政治団体
 - ・宗教団体

なお、全国団体を持たない地場産業団体については、日本経済団体連合会等が策定したガイドラインに準拠した自主的な取組みを行う場合に、補助対象とします。

3 対象事業

各事業者団体が会員事業者に対して実施する、業種別ガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等の取組み。

- 取組み例
 - ・ガイドラインの周知・徹底に関する事業
 - ・ガイドラインに沿った取組みをホームページや広報誌等で自主的に宣言するための事業
 - ・啓発・指導用資材（のぼり、ステッカー、ゴム手袋等）製作、普及セミナーの開催

4 対象経費

事業実施に必要な以下の経費であり、かつ、領収書等の証拠書類により支払金額が確認できるもの（旅費は、旅費規定等で算定根拠が確認できるもの）。

	区 分	主な内容
補助対象経費	謝金	専門家や講師への謝金
	補助員人件費	事業実施に必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）賃金
	旅費	専門家・講師旅費、事業実施に係る役職員旅費

	物品購入費	事業実施に必要な物品購入費
	郵送料	啓発用品等郵送料
	使用料及び賃借料	セミナー会場使用料、セミナー使用物品賃借料等
	委託料	啓発用品のデザイン委託、全国版を参考にした独自のガイドラインの作成委託等
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費
補助金限度額	50 万円	
補助率	3分の2	
補助対象期間	令和2年5月14日～7月31日	

(注)

- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。
- 国、都道府県及び市町村等により、別途、同様の事業内容にて補助金、委託費、助成金等が支給されている経費及びその他適切と認められない経費については、補助対象経費としません。
- 県から休業要請を受けた業種は、5月14日以前の自主的な取組みも対象とします。自主的な取組みとは、例えば、営業再開に向け、事業者団体が新型コロナウイルス感染防止策をまとめた独自のガイドラインを作成し、消毒や換気、マスク着用の徹底や3密（密閉、密集、密接）を避ける取り組みを周知・徹底、実践した場合などを対象とします。

5 認定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の事業計画の認定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その返還を求めます。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 事業の実施について不正行為があったとき
- (4) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

6 応募方法

補助を希望される方は、事業計画認定申請書を受付期間内に提出してください。

【提出書類】

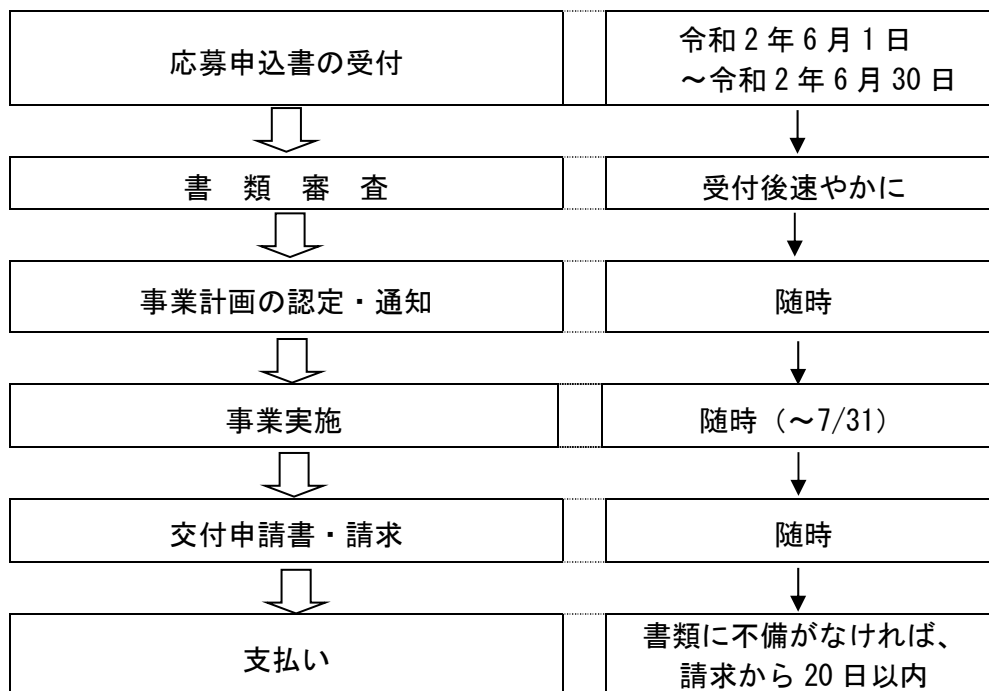
- ・事業計画認定申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（別紙）
- ・定款、規約または規則
- ・決算書（直近1期分）
- ・「業種別ガイドライン策定状況」に掲げられている団体に属していることがわかるもの（組織図等）又は国の機関において策定される業種別ガイドラインの普及等に関する地方公共団体からの依頼文
- ・実践する「業種別ガイドライン」

- ・事務所等の住所地がわかるもの（登記簿、HPの住所地表記等）
- ・団体の構成員名簿等
- ・その他、事業計画認定に必要な書類（個別にお知らせします）

7 事業計画の認定方法

- (1) 担当者による審査を行った後、知事が認定します。
- (2) 審査の結果は申請者に文書でお知らせします。

8 事業の流れ



(※) 上記の流れは、応募状況等により変更になる場合があります。

9 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、企業名、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- (4) 同一の事業内容で、他の協力金や補助金等と重複して当補助金を交付することはできません。重複する可能性がある場合は事前に相談してください。

10 事業実施者の義務

事業計画の認定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 事業計画の認定を受けた後、計画の内容を変更しようとする場合、または事業を中止しようとする場合は、事前に認定を得なければなりません。ただし、事業内容に係る軽微な変更については、この限りではありません。

- (2) 事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、事業に係る調査に協力しなければなりません。
- (3) 事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (4) 財産処分制限期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- (5) 事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11 事業実施に係る注意事項

- (1) 補助金は、事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。
- (2) 事業の進捗状況の確認等のため、必要に応じて、愛媛県が実地確認を行います。
- (3) 事業者が、計画書認定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

12 応募受付・問合わせ先

応募受付及び事業案内等

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課 「ガイドライン補助金」担当 (県庁第一別館6F)

住 所 〒790-8570 松山市一番町4-4-2

電 話 089-912-2465

F A X 089-912-2259

メール sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp